

2014くらしのサポーター通信

オンラインゲームのトラブルに注意！

ハイライト:

□ 今月のテーマ

- ・オンラインゲームのトラブルに注意！
- ・注意してください！
- ・親切心につけこむ「老人ホーム入居権」の買え買え詐欺に注意！

□ お知らせ

□ 交流コーナー

□ コラム

言えなかった真実
～商品価値の下がった
贈り物～

1 オンラインゲームとは

オンラインゲームとは、インターネットを介して複数の人が同時に参加して行うことができるゲームをいいます。最近ではスマートフォンの普及に伴い、小さな子どもから大人まで幅広い年代がオンラインゲームを利用するようになってきました。しかし、オンラインゲームについてはトラブルも多く、徳島県消費者情報センターにも相談が寄せられています。

2 実際の相談事例から

【事例1】

小学生の孫のスマホを祖母の私の名前で契約し、祖父のクレジットカード番号を登録していた。孫は無料ゲーム内の「コインを購入しますか」という表示に有料とは思わず「はい」とクリックして利用していた。カード会社からの請求書で今回請求分が26,000円、次回請求分で約20万円のコインやアイテムを購入していたことがわかった。未成年者取り消しはできるか？

【事例2】

5歳の娘にクレジットカードを登録したスマホを渡して、海外のサイトから無料ゲームのアプリをダウンロードして遊ばせていた。1週間前にカード会社から6万円の請求がきたので、慌てて購入履歴を確認したら3日間で26万円ものコインを購入していることがわかった。娘はひらがなが読めないが、コインが増えるのが面白くて何度もクリックしていたようだ。こんなに簡単にカード決済ができるような仕組みはおかしいと思う。

3 アドバイス

(1) 親子でゲームについて確認し、話し合って家庭のルールを作ること
スマートフォンやゲームの機器やゲームの仕組みについて親が知らないというケースが多くみられます。ゲーム機がインターネットにつながり、ゲーム機にクレジットカードを登録することで決済ができてしまうということを知り、



クレジットカードの取り扱いや管理の方法に気をつけることが大切です。

(2) 常に課金状況を確認すること

無料のオンラインゲームであっても、課金コースが組み込まれていることがあります。またゲームに夢中になるあまり、有料のアイテムを次々に購入してしまうなど、ネットの中では金銭感覚が麻痺してしまう傾向があります。ゲームの仕組みをよく理解し、もし有料サービスを利用する場合は、常に課金状況を確認するなどの対策が必要です。

全国的にもオンラインゲームのトラブルの相談は増加しており、中でも未成年者の相談件数は年々増加しており、相談件数は2012年度の532件から2013年度は1,341件と約2.5倍となっている。

また、オンラインゲームに関する相談全体の平均契約購入金額は、約21万円であったが、未成年者の相談に限定してみると約23万円と、金額が大きくなる傾向がみられた。支払い手段にはクレジットカードが利用されることが多く、未成年者においては7割以上がクレジットカードを利用したケースだった。

(国民生活センター 平成25年12月12日発表資料より)

注意してください！

●スマートフォンでやけど！

スマートフォンの充電端子の焼損や本体の発熱等に関する相談が急増しています。

「本体の温度が上がったまま約8分間通話を続け、ほおが低温やけどになった」、「充電中のスマートフォンをそばに置いて寝ている間に、スマートフォンと腕が接触し、低温やけどになった」という事例が報告されています。

スマートフォンは、従来の携帯電話に比べて多くのソフトウェアが搭載されており、ゲームやテレビ電話などのような負荷が大きい機能を同時に使用すると発熱しやすくなります。

やけど防止のため、スマートフォンを使用する際や充電する際は、長時間肌に密着させないようにしましょう。

●レーシック手術を安易に受けることは避け、リスクの説明を十分受けましょう！

(消費者庁、(独)国民生活センター)

レーシック手術を受けて危害が発生したという情報が寄せられています。発生している症状は、過矯正による遠視が最も多く、それに伴う頭痛や吐き気等の体調不良により日常生活に支障を来しているケースがみられます。また、乱視、光をまぶしく感じる、ドライアイ、目の痛みなどの症状が発生しているケースもあります。

レーシック手術を検討する際は、安易に手術を受けることは避け、インターネット等から得られる情報を十分に吟味しましょう。また、手術を受ける際は、リスクについて医療機関から十分な説明を受け理解した上で、本当に手術が必要かどうか、よく検討しましょう。

親切心につけこむ「老人ホーム入居権」の買え買え詐欺に注意！

【相談】

一人暮らしの母の家に、医療法人から老人ホームの入居権の申込書が入ったダイレクトメールが届いた。その後別の業者から電話があり「入居希望者が30人ほどいるが、ダイレクトメールが来た方しか入居権を購入できない。お金は用意するので、人助けだと思って30人分申し込んでほしい」と言われた。母は「助けてあげたい」と思い、お金を用意しなくてもよいならと、一口100万円を30口分申し込んだ。しかし、娘の私が反対し、母が業者に解約を申し入れたところ、損害賠償として1500万円支払うように言われたらしい。高額で払えない。

(当事者：70歳代 女性)

【解説】

買え買え詐欺（劇場型勧誘）では、証券会社などをかたる者が消費者宅に電話をしてきて、「〇色のパンフレットが届いていないか」「そのパンフレットは選ばれた人にしか届かない貴重なもの」「代わりに買ってくれば高値で買い取る（名義を貸してくれば謝礼を支払う）」などと言って、消費者にパンフレットに記載されている権利や商品を購入させようとしています。購入させようとする権利や商品は様々であり、未公開株や社債といった金融商品だけでなく、シェールガスやオリンピックといった社会的に関心の集まっている事業に関する権利や、ダイヤモンドや金など希少価値のある商品なども見られます。

最近目立つのは、有料老人ホームや介護施設などに入居する権利（老人ホーム入居権）の買え買え詐欺です。基本的な手口は従来の買え買え詐欺と同様ですが、特徴的なのは、消費者の親切心や同情心につけこんで購入させようとしている点です。「入居したい人が多いが権利を購入できず困っている」「パンフレットが届いた人しか入居できない」「お金は払うので、人助けだと思って代わりに申し込みだけしてほしい」などと言って、あたかも人助けになるかのように思わせて、消費者に老人ホーム入居権を購入させようとするなど、手口が極めて悪質です。

【アドバイス】

- 業者の話の内容や送付されるパンフレットは非常に巧妙にできており、信ぴょう性があるように思われますが、絶対にお金を払ってはいけません。一度お金を払ってしまうと取り戻すことは極めて困難です。
- 「パンフレットが届いていないか」「代わりに申し込んで」などの電話は、「買え買え詐欺」です。相手にせず、すぐに電話を切りましょう。
- トラブルに遭っている人の多くが高齢者です。家族や周囲の人も気を配りましょう。
- 困ったときは、お住まいの自治体の消費生活センター等にご相談ください。

詳しくは国民生活センターのホームページをご覧ください。

http://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20140206_2.html

徳島県警察によると平成25年の振り込め詐欺、振り込め類似詐欺の被害額は約5億4千万円で前年の約2.6倍となっています。引き続き注意してください。

徳島県消費者情報センター

〒770-0851

徳島市徳島町城内2番地1

とくぎんトモニプラザ 5階

- ・相談電話 088-623-0110
- ・啓発受付 088-625-8285
- ・事務担当 088-623-0612
- ・ファクシミリ 088-623-0174

Email: t-shouhi@mail.pref.tokushima.lg.jp

ホームページ

<http://www.pref.tokushima.jp/shohi/>

くらしのサポーター通信はこちら

<http://www.pref.tokushima.jp/shohi/supporthp/>

交流コーナー

くらしのサポーターのみなさんの質問や情報をお待ちしています。

くらしのコラム

言えなかった真実～商品価値の下がった贈り物～

東京に住んでいる友人のパートナーは山形出身であり、その関係で、かの有名なサクランボを送ってくれたことがある。ところが開けてビックリ。どう見ても半分は商品価値のないものだ。

友人がどこかの業者に頼んであって適当な時期に送ってくれたものか、パートナーの実家へ帰省したときに店頭で良い品を見つけて自ら宅配業者に託してくれたのかが分からない。

業者ならクレームを付けるが、友人が買い取り、宅配業者に託すのに手間取ったのなら感謝こそすれ、小言は言えるはずがない。伝票の字を見つめて結論の出ない時間を費やした。

何も言わずに、高価な美味しいものをありがとう、と返事した。

くらしのサポーター 三原茂雄

くらしのサポーター研修会等の思い出



← 功労者表彰式

研修会（7月）→



← 研修会（12月）

交流会 →



くらしのサポーター担当者より

皆様には、くらしのサポーターとして、御活動いただき、感謝申し上げます。

さて、くらしのサポーター活動手帳の御提出等について、お願いいたします。

1 くらしのサポーター活動手帳を4月15日（火）までに御提出ください。

2 次年度継続のお願い
くらしのサポーター手帳23ページへの御記入をお願いいたします。